

文献紹介 — 海外 —

Global Law Special Issue: Statelessness

The Tilburg Law Review vol.19

(Brill, 2014)¹

本ジャーナルは、オランダのティルバーグ大学法学部が、本年1月に出版した無国籍に関する特集号である。本大学は、特に欧州での無国籍者への近年の急速な関心の醸成や、無国籍レジームの構築に、大きな役割を果たしていることでも知られている。2011年末に無国籍プログラムを法学部に設立し、2013年からUNHCR等との協力下で、ヨーロッパ各国やアジアで、UNHCR職員、政府関係者、NGO、研究者等を対象に短期研修やセミナーを次々に実施している。2014年9月には、ハーグで、「無国籍者の地位に関する条約」制定60周年を記念するグローバルフォーラムをUNHCRと共催する予定（執筆当時）である。

本ジャーナルは、非常に広範な事柄について無国籍という視点から分析した30本の論文を収録している。無国籍者の定義や範疇 (Lindsey N. Kingston, Jason Tucker)、欧州の無国籍者の認定や庇護の現状 (Tamás Molnár, Katia Bianchini, Guilia Bittoni, Sandra Mantuほか、Olivier Vankほか、Sangita Jaghai)、帰化 (Eva Mrekajová)、市民権・外国人の法的な欧州の歴史 (Raymond Kubben) に加え、気候変動による領土喪失 (Heather Alexanderほか) や、環境保全 (Julia Cliftonほか)、企業の社会的責任 (Mark K. Brewer)、マイクロファイナンス (Brian P. Colganほか)、先住民 (Willem van Genugtenほか)、商業的代理母出産 (Jyothi Kanics)、人身取引 (Laura van Waasほか) と、無国籍との関係についても議論されている。法律専門家以外にも、例えば、サバの移民の子ども達を研究する文化人類学者 (Catherine Allerton) や、タイ国籍を取得した元無国籍者 (Srinuan Soakhamnuan) や無国籍者支援団体のスタッフ (Maureen Lynchほか、Chris Nash)、被害学専門家 (Zelda van der Veldeほか) も寄稿している。地理的にも、上記以外に、主に中東の家族 (Zahra Albarazi)、マダガスカルのインド・パキスタン出身者やイスラム教徒 (Caroline McNerney)、米国籍離脱希望のプエルトリコ人 (Katharine Nylund)、カナダの中国系ブルネイ出身者 (Amanda R. Cheong)、シリアのクルド人 (Thomas McGee)、南スーダンの非正規居住者等 (Mike Sanderson)、ミャンマーのロヒンギャ (Katherine G. Southwick) 等広範囲の分野をカバーしている。ジャーナル全体では、無国籍に関する2つの国際条約の締結・未締結国や、出生主義国・血統主義国、紛争国・分離独立国、居住国・出身国が扱われている。

無国籍研究の動向紹介論文 (Mark Manlyほか) が指摘するように、無国籍研究には、無国籍者の範疇、対象の特定や調査方法、政治的配慮、基礎データの不足等、課題は多い。収録論文は、初期段階の調査による現状説明と問題提起に留まっている論文が多く、今後、学術的議論が更に展開することが待たれる。他方、通読すれば、無国籍者のなかには、無国籍である事やその意味を知らない人々や、厳しい迫害や差別の対象になっている人々、国籍取得の望みが叶わない人々も多い一方で、法的基盤は脆弱でも大幅な権利を享受している人々や、あくまで世代を超えて国籍取得を望まない人々の存在も見えてくる。これには歴史、政治、経済、文化的な複雑な背景が存在しており、無国籍者というラベルの下で、一律に「被害者」や「救済対象」として括られがちの人々が、実際は多様な状況を生きている事がわかる。

現在の国民国家の枠組みの下では、法的に人権を保障する役割は国家が担っており、基本的には、いずれかの国家の国民であることが人権の享受を保障する前提となっている。いかなる国家とも法的紐帯を持たない無国籍者は脆弱な立場にあることから、UNHCRは、今後10年間で世界から無国籍者をなくすという目標を掲げている。勿論、迫害や差別を受けている無国籍者への国際社会からの支援は非常に重要であるが、長期化難民の解決の見通しが立たない現状を鑑みれば、古くて新しい無国籍という概念や、全ての人の国籍を持つ権利実現のために貢献する正義、更に言えば、世界中の人々をくまなく国民国家体制へ取り込み、法の支配に基づく管理を強化できる可能性は、支援機関やドナー側、一定の国家や研究者にとっては魅力的ですらあろう。しかし、国家機能が崩壊しているような国家や、法の支配とはかけ離れた論理で動く国家やコミュニティも多く存在し、また、アイデンティティと国籍の乖離が少なくない現実の中で、全ての無国籍者にとって、一律的な国籍の取得が果たして唯一最善の

解決法であるのかという点については、検討の余地があるのではないだろうか。本ジャーナルは、多様な視点からの無国籍研究の最新成果をコンパクトにまとめてあり、通読を勧めたい。

1 [<http://booksandjournals.brillonline.com/content/journals/22112596;jsessionid=lkqtex5vn1c5.x-bril>].

三谷純子（東京大学大学院博士課程）